

二枚田風力合同会社「(仮称) 国見風力発電事業環境影響評価準備書」
に対する勧告について

令和4年11月14日
経済産業省
商務情報政策局
産業保安グループ

本日、電気事業法第46条の14第1項の規定に基づき、「(仮称) 国見風力発電事業環境影響評価準備書」について、二枚田風力合同会社に対し、環境の保全の観点から勧告を行った。勧告の内容は別紙のとおり。

また、併せて同条第4項の規定に基づき、福井県知事からの意見を勘案するよう、その写しを送付した。

(参考) 当該地点の概要

1. 計画概要

- ・ 場 所 : 福井県福井市
- ・ 原動力の種類 : 風力(陸上)
- ・ 出力 : 最大50,000kW

2. これまでの環境影響評価に係る手続

<計画段階環境配慮書>

計画段階環境配慮書受理	令和 元年 9月 5日
環境大臣意見受理	令和 元年 11月 21日
経済産業大臣意見発出	令和 元年 11月 28日

<環境影響評価方法書>

環境影響評価方法書受理	令和 2年 1月 20日
住民意見の概要等受理	令和 2年 3月 26日
福井県知事意見受理	令和 2年 6月 18日
経済産業大臣勧告発出	令和 2年 7月 16日

<環境影響評価準備書>

環境影響評価準備書受理	令和 4年 2月 24日
住民意見の概要等受理	令和 4年 5月 6日
福井県知事意見受理	令和 4年 9月 2日
環境大臣意見受理	令和 4年 9月 27日
経済産業大臣勧告発出	令和 4年 11月 14日

問合せ先: 電力安全課 長尾、野田

電話: 03-3501-1742(直通)

1. 総論

(1) 関係機関等との連携及び地域住民等への説明

本事業計画の今後の検討に当たっては、関係機関等と調整を十分に行い、環境影響評価手続を実施すること。また、既に地域住民等を構成員とした協議会（以下「地域協議会」という。）を設置し地域住民への連絡体制を構築しているところであるが、地域協議会を活用する等、地域住民等に対し丁寧かつ十分な説明を行うこと。

(2) 事業計画の見直しについて

ア クマタカの営巣及び繁殖に係る影響や、風力発電設備への衝突及び移動の障害による影響を回避又は極力低減するため、評価書の作成までに、2. 各論の(2)鳥類に対する影響 ア、イ、ウの結果や専門家等の助言を踏まえ、本準備書の予測及び評価結果から、特に影響が懸念される WT9 の風力発電設備については、設置の取りやめや配置の変更を含む環境保全措置の検討を、WT9 以外の風力発電設備については、必要に応じて、配置の変更の検討等の環境保全措置の検討をそれぞれ行うこと。

イ アの環境保全措置及び専門家等の助言を踏まえ、風力発電設備の基数、配置の変更等の事業計画の見直しを行う場合には、評価書においてその考え方を正確に分かりやすく記載するとともに、事業計画の見直しの結果に応じて、騒音、風車の影その他の環境影響評価項目について予測及び評価を再度実施し、環境保全措置を検討・実施すること。

(3) 工事計画の見直しについて

本事業の工事計画は、既存道路を最大限活用することで道路の拡幅等による改変区域を低減するものとなっている。一方で、WT5 の風力発電設備及び工事用・管理用道路等の附帯設備（以下「風力発電設備等」という。）の設置に当たっては、既存道路が近接する位置に設置されているにもかかわらず、新たに道路を設置する計画とされており、その結果として、土工量が大きく、大規模な土地の改変を伴うものとなっている。

このため、WT5 の風力発電設備等の設置については、近接する既存道路を極力活用し、土工量及び土地の改変を最小限に抑えたものとする。また、風力発電設備等の配置、設置高、線形等の見直しや擁壁工等の構造物の活用等の観点から、工事計画の見直しを行うこと。なお、改変区域の大幅な変更がある場合には、調査、予測及び評価を再度実施し、その結果に応じて必要な環境保全措置を講ずること。

(4) 事後調査等について

- ア 事後調査及び環境監視を適切に実施すること。また、その結果を踏まえ、必要に応じて、追加的な環境保全措置を適切に講ずること。
- イ 上記の追加的な環境保全措置の具体化に当たっては、措置の内容が十分なものとなるようこれまでの調査結果及び専門家等からの助言を踏まえて、客観的かつ科学的に検討すること。
- ウ 事後調査により本事業による環境影響を分析し、判明した環境の状況に応じて講ずる環境保全措置について、検討の過程、内容、効果及び不確実性の程度について報告書として取りまとめ、公表すること。また、環境監視の結果、環境保全措置を講じた場合にも、可能な限り報告書に取りまとめ、公表に努めること。

(5) 累積的な影響について

- ア 対象事業実施区域の周辺では、他の事業者による複数の風力発電所が環境影響評価手続中等であることから、可能な限り事業者間で調整し、必要な情報を共有することで、地域全体の環境影響の低減を図るため、累積的な影響を考慮した事業計画とすること。
- イ 他の事業との累積的な影響に係る事後調査及び環境監視の結果について、地域協議会を活用する等、他の事業者へ可能な限り情報を共有すること。

2. 各論

(1) 風車の影に係る影響

対象事業実施区域の周辺には複数の住居が存在しており、風力発電設備の稼働に伴う風車の影の予測結果が、事業者が参考とした諸外国のガイドラインの参照値を複数地点において超過している。

このため、風力発電設備の稼働に伴う風車の影による生活環境への影響を回避又は極力低減する観点から、評価書段階での予測及び評価結果に基づき、風車の影による生活環境への影響が生じるおそれのある住居に対して、環境保全措置及びその効果を含む十分な事前説明を実施するとともに、環境監視を適切に実施すること。これらの結果、環境影響が十分に低減できていないと判断された場合には、専門家等の助言を踏まえ、追加的な環境保全措置を講ずること。

(2) 鳥類に対する影響

対象事業実施区域及びその周辺では、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）に基づく国内希少野生動植物種に指定されているクマタカの複数のペアによる営巣及び繁殖やサシバ等の渡りの飛翔が確認されている。

しかしながら、クマタカについては、対象事業実施区域及びその周辺で確認

されている6ペアのうち、営巣地が確認されていない3ペアについて営巣中心域を推定していない。特に、対象事業実施区域の北側に生息する2ペアについては、営巣中心域が推定されていないにもかかわらず、高利用域においてWT3、WT4及びWT5の風力発電設備を設置する計画としている。

また、対象事業実施区域の東側に営巣地が確認されているクマタカのペアについては、希少猛禽類についての定点観察において、WT9、WT10及びWT11の風力発電設備の西側の視野が確保されていないこと等から、飛翔を十分に把握しているとは言い難い。加えて、当該クマタカのペアの営巣地が近く、営巣中心域の外縁付近であってクマタカの飛翔が高い頻度で確認されている位置に、WT9の風力発電設備を設置する計画としている。

さらに、クマタカの高利用域のうち採餌環境の好適性指数が高いと推定される区域において、風力発電設備を設置する計画としている。

このため、本事業の実施による重要な鳥類への影響を回避又は極力低減する観点から、以下の措置を講ずること。

ア 営巣地が確認されていないクマタカのペアについて、営巣地確認調査を再度実施した上で、その結果及び専門家等からの助言を踏まえて、営巣中心域を推定すること。

イ 対象事業実施区域の東側に営巣地が確認されているクマタカのペアについては、繁殖状況及び行動状況を可能な限り把握した上で、専門家等からの助言を踏まえて、営巣中心域等の解析を再度実施すること。

ウ クマタカのペアごとに、専門家等の助言を踏まえ、高利用域及び高利用域内の好適採食地等の解析等を再度実施し、高利用域内好適採食地の改変を回避又は極力低減するとともに、営巣地と高利用域内好適採食地の間の主要な飛翔ルート上の風力発電設備の設置を極力回避すること。

エ 対象事業実施区域及びその周辺において、クマタカの営巣が複数確認されていることから、風力発電設備等の工事を実施する際には、専門家等の助言を踏まえ、工事時期、工事期間及び繁殖期の工事内容に係る環境保全措置を適切に実施すること。

オ 鳥類の風力発電設備への衝突や移動経路の阻害等に係る環境影響評価の予測には大きな不確実性が伴うことから、以下の事後調査を適切に実施し、事後調査の結果、営巣及び繁殖の放棄、衝突や移動の阻害等、重要な鳥類に対する重大な影響が認められた場合は、専門家等からの助言を踏まえて、ブレード塗装やシール貼付等鳥類からの視認性を高める措置、稼働調整等を含めた追加的な環境保全措置を講ずること。

(ア) 稼働後のバードストライクの有無に係る事後調査を適切に実施すること。

(イ) 工事中及び稼働後のクマタカの繁殖状況及び行動状況に係る事後調査を適切に実施すること。

(ウ) サシバ等の渡り鳥の移動経路に係る事後調査を適切に実施すること。

カ 稼働後においてバードストライクが発生した場合の措置の内容について事前に定め、重要な鳥類の衝突等による死亡・傷病個体が確認された場合は、確認位置や損傷状況等を記録するとともに、関係機関との連絡・調整、死亡・傷病個体の搬送、関係機関による原因分析及び傷病個体の救命への協力を行うこと。

(3) 水環境に対する影響

近年の局所集中的な降雨の傾向を踏まえ、雨水排水対策（沈砂池など）について、評価書までにその考え方を記載すること。また、沈砂池周辺の定期的ならびに強雨時の環境監視を行うこと。

以上の措置を適切に講ずるとともに、その旨を評価書に記載すること。